

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	議長
						保健福祉部長・障がい福祉課 伊藤

第2回委員会の議事録に依りて報告します。

会議顛末書



会議名	第2回 保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会
日 時	令和5年4月7日(金) 10時30分~11時30分
場 所	恵庭市役所3階 301、302会議室
出席者	【委員長】広中総務部長 【副委員長】池田総務部次長 【委員】高橋明子課長(えにわっこ応援センター)、加賀谷主査(生活環境課) 【事務局】辰下課長、武田主査(職員課) 【事務局補助】藤田主査、鈴木(障がい福祉課)
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 聞取り調査の整理等について</p> <p>《広中委員長》</p> <p>第1回の資料を読み込んでいただいたと思うが、確認事項や気になる点があれば出してほしい。</p> <p>私から事務局に対して事前に、訴訟が提起される見込みになったことについての説明をしてほしい旨を伝えたところ、今回の資料が出ている。これについて事務局から説明を求める。</p> <p>《事務局補助》</p> <p>前回委員会の資料2「「障がい福祉課事業」の概要」の「3. 概要」について、当時のことのみの説明であった。そのため、なぜ今訴訟を提起される見込みになったのか、当時から現在までの経緯を補足で説明する。</p> <p>当時は、障がい福祉課、eふらっと共に虐待の判断に至らなかつたが、障害者手帳の取得の支援についてはその後も継続的に行われており、令和元年9月に障がい者3名の療育手帳の取得は完了した。</p> <p>その後、牧場主の[REDACTED]氏が亡くなつたこともあり、令和3年12月に[REDACTED]氏の妻の[REDACTED]氏が、障がい者3名のグループホームへの入居をすすめたいとe-ふらっとに相談をしている。これがきっかけとなり、令和3年末から再び[REDACTED]牧場とe-ふらっとが関りを持つことになった。</p> <p>令和4年8~9月頃に障がい者3名が実際にグループホームに入居する際、e-ふらっとが障がい者3名の通帳を預かり中身を確認したところ、金銭搾取が疑われる内容だったとして、令和4年11月頃、e-ふらっとから市に対して、この金銭搾取に関する虐待通報を行うことについての是非の相談と、e-ふらっとの職員[REDACTED]氏が前職で繋がりのあった知人の弁護士にすでに障がい者3名について相談をしている旨の報告があった。</p> <p>虐待通報の是非については、石狩振興局に「過去に虐待があつたかどうかを判断することのみの通報は受理の必要がない」と確認したため、通報の届け出は不要である旨をe-ふらっとに回答。</p>

e-ふらつとが知人の弁護士に相談をしていることについては、令和4年11月時点ではその報告を受けただけだった。しかし、その後に行われる知人弁護士からの市に対する公文書公開請求や、裁判所からの証拠保全にかかる資料などから、
■牧場に対する市の関りについて、e-ふらつとが知人の弁護士に伝えていたことが判明している。

e-ふらつとが知人の弁護士に伝えていた内容は、本日配布した資料を参照いただきたい。一つが令和5年3月に障がい福祉課がe-ふらつとに聞き取りを行った資料。もう一つはe-ふらつとから提供を受けた資料で、知人の弁護士に相談した記録である。訴訟が提起される見込みになった経緯は以上。

《広中委員長》

e-ふらつと職員の■氏はいつから在籍しているのか。

《事務局補助》

平成30年頃からである。

《広中委員長》

本件についての市の関わりは平成28年度、29年度であり、この間には■氏は在籍していない。■氏はe-ふらつとに残された文書と、令和4年6月に■牧場近くの■さんという人の話を聞いて、当時から搾取をされていて現在に至ると言っている。

また、■氏は、職親といつても、知的障害者福祉法の職親制度ではない職親であり、善意の事業主が障がい者を引き取り、家に住まわせ、自分の事業を手伝わせていましたという状況。平成29年2月9日のe-ふらつとの記録でも、朝ご飯は家族と障がい者含めて8名でとっており、昼ご飯は弁当を持たせて食べさせていた、とある。申立人は使用者虐待と言っているが、使用者と従業員という関係性ではないと思われ、■氏は使用者ではなく養護者にあたるのではないか。

さらに、通常、使用者虐待があった場合、見つけた人は市町村または都道府県に通報することができ、市は通報を受けたら道に通知することになるのだが、そもそも市は当時、通報や届出を受けていないので、道に通知すべき事項はない。

仮に市が虐待の発見者であった場合は、市が自ら処理をしつつ道に通知することになるが、市は虐待の事実を認識していないので、この場合でも道に通知すべき事項はないと考える。

e-ふらつとは、心身障害者総合相談所に障がい者3名を連れていく支援を市から依頼された際に聞いた状況について虐待事案だとしていたようだが、このときe-ふらつとはまだ面接も相談もしていなかった。また、平成29年2月に市と一緒に■牧場を訪問しているが、結果的にe-ふらつとも虐待として判断しなかった。このような経過があるなか、なぜ、平成28年当時から虐待が行われていたということになっているのか。

実際に通帳を見てお金がおろされていれば確証できるのかもしれないが、客観的、具体的な事実がないため、確認することにもならない。

記録を見る限り、市が虐待を把握した事実もないし、予見することもできなかつたのではないか。

《加賀谷委員》

■氏の弁護士への相談はe-ふらつととしてなのか、個人としてなのか。

《事務局補助》

■センター長と■氏に令和4年12月頃に確認したが、e-ふらつととして市の委託事業の中で行っているという回答であった。

《広中委員長》

公益通報は本来、職場の上司にするものなので、委託事業なら委託先に通報することになり、障がい福祉がだめなら職員課などに通報することになるだろう。それを勝手に弁護士に伝えることは秘密漏洩にあたる。訴訟の件とは別の話になるが、委託契約書にも秘密の保持について明記されているし、契約に違反した場合は契約を解除できるともある。簡単にそういう話にはならないが、伝えなければならないこともあるだろう。

《加賀谷委員》

e-ふらっとの平成29年1月27日の記録で、市は緊急性や虐待の判断をしていない、との文言があるが、その判断の根拠が読み取れなかった。虐待ではないと判断した根拠があれば、虐待として通知しなくてよいと思われる。

《高橋委員》

平成29年1月26日の記録には、プレハブに住まわされ劣悪な環境で年金など金銭搾取が疑われるため市として早めに介入していきたい、とある。これについても市の判断過程が見えないため確認が必要である。

《広中委員長》

市として虐待を認識したかどうかがポイントとなるため、それらの点は具体的に聞く必要がある。聞取りは、まず当時どういうことがあったかを話してもらい、そのうえで各委員から質問していこうと思っている。

《高橋委員》

市のサーバーに残っていた平成28年7月8日の記録では、市が■牧場へ行っているが、誰が行っているのかわからない。この時点では虐待ではなく住居探しの案件であるが、この日からかかわりが始まったようなので、このことがどのように報告され、対応について検討がなされたのか、過程が気になる。

《池田副委員長》

当時の市の認識と、e-ふらっとの記録との齟齬を確認する必要があるのではないか。

e-ふらっとの記録には、金銭的搾取も疑われるため市として早めに介入していく、放置できないとの認識であり市として積極的に支援、市として事を荒立てずに支援していく方針が立てられた、などということが記載されているが、当時障がい福祉課は実際どのように捉えていたのか。

また、平成29年1月27日のe-ふらっとの記録にある、「今の状況が危険であるということは市としても認識はあるようだが、緊急性や虐待としての判断はしていない」というのも、矛盾を感じる。市の判断は別として、危険であれば虐待の可能性があるとも考えられる。

市として虐待ではないという整理をしておくべきだったのではないか。

《高橋委員》

市は、このことを放っておかないと言っていたようだが、虐待として捉えていたからなのか、ほかの問題として捉えていたからなのか、そこを見極めた過程がわからない。

《加賀谷委員》

虐待防止法では、虐待の事実が認められた場合に都道府県に通知するとなつてるので、事実が認められることには通知の義務もないことになる。市として虐待の事実がないと認めているのだと思うが、聞取りするうえでここが重要だと思う。

《広中委員長》

使用者による虐待では道への通知が必要だが、養護者虐待であれば、スキームに道への通知は出てこない。使用者虐待と養護者虐待で対応は違う。

過去に障がい福祉課が別件で労働局に確認したところによると、使用者と労働者の関係となる要件は、「労働時間が管理されていること」、「他の労働者と同等の賃金が出ていること」、「生活実態や生計が同一でないこと」と回答があつたことから、やはり使用者虐待にはあたらないと考える。

《池田副委員長》

令和4年6月、■さんという男性に呼び止められたことが通報になるのではないか。この件について障がい福祉課に虐待が疑われるという話はあったのか。

《事務局補助》

ない。e-ふらっとの記録を見て把握したところ。

《広中委員長》

聞き取りで聞いた内容を一人ずつまとめ、それをもとに市として当時何があつたかを報告書という形にしていくこととした。

(2) その他

次回の委員会は4月14日(金) 9:30から。203会議室。

当時の職員への聞き取りを予定。

狩野課長→佐藤課長→上山主査→石川主査→佐々木課長の順となる。

3. 閉会

以上